

表2 不当訴訟性について争われた最近の知財裁判例（判決）一覧

○：不当訴訟に該当，×：不当訴訟に該当せず

結論	判決年月日 裁判所名 事件番号	種別／説示
1 ×	H21. 6. 23 大阪高裁 H20(ネ)2977	実用新案 ※損害賠償請求控訴（原審：大阪地裁 H18(ワ)1505） 民事訴訟提起が違法な行為といえるのは①当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係（権利等）が事実に、法律的根拠を欠くものであるうえ②提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるところ、本件考案は無効審決が確定したものであるから、初めから存在しなかったものとみなされ、当該権利が①の要件を充足することは明らかであり、上記②の要件の判断のみを行えばよい。被控訴人が、本件実用新案登録の無効審決等を経ずして本件実用新案登録に無効理由があることを知ることが容易であったと認めるに足る証拠はないため、被控訴人が、本件各提訴当時、本件実用新案登録に無効理由があることを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるにもかかわらず本件各提訴を行ったとはいえない。
2 ×	H21. 1. 21 東京地裁 H18(ワ)14587 [本] H18(ワ)23109 [反]	特許 ※本訴：特許権確認等請求，反訴：反訴請求 原告の本訴中の損害賠償請求等(訴え変更後)の主位的請求は、弁護士費用の一部を除き理由があるので、事実に、法律的根拠を欠くものであったと認めることは到底できない。
3 ×	H20. 10. 23 大阪地裁 H18(ワ)1505	実用新案 ※損害賠償請求 被告は、本件各提訴の請求原因として主張していた本件実用新案登録の無効審決が確定したことを受け、本件各提訴について請求を放棄しているが、被告が本件各提訴を行った時点において、本件実用新案登録に無効理由があると知り、もしくは、容易に知ることができたとはいえない。
4 ○	H20. 9. 30 東京地裁 H20(ワ)7416 [本] H20(ワ)11277 [反]	特許 ※本訴：損害賠償請求，反訴：損害賠償請求 最判 S60(オ)122 判示は、敗訴の確定判決に係る訴えの提起自体についての不法行為の該当性を判断する場合だけでなく、当該敗訴の確定判決後の、実質的に同一の訴訟の提起・維持に係る不法行為の該当性を判断する場合についても、同様に適用されると解するのが相当である。本訴請求は前訴事件における請求と同一の不法行為による損害賠償請求権に基づく請求であり、前訴事件の判決が確定した後、前訴事件の残部請求に該当する本件訴えを提起することは、実質的に、前訴事件で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであり、上記各前訴事件の確定判決によって、当該債権の全部について紛争が解決されたとの被告の合理的期待に反し、被告に二重の応訴の負担を強いるものである。本件については、原告において、本訴に係る訴えを提起することがやむを得ないといった特段の事情も認められない。したがって、前訴事件において敗訴した原告が、本訴に係る訴えを提起することは、信義則に反して、許されない。
5 ×	H20. 6. 10 大阪地裁 H20(ワ)2149	商標 ※商標権に基づく差止請求不存在確認等請求 本件判決（本文参照）
6 ○	H19. 1. 31 東京地裁 H18(ワ)22355 [本] H18(ワ)26612 [反]	特許 ※本訴：損害賠償請求，反訴：損害賠償請求 最判 S60(オ)122 判示は、敗訴の確定判決に係る訴えの提起自体についての不法行為の該当性を判断する場合だけでなく、当該敗訴の確定判決後の、実質的に同一の訴訟の提起・維持に係る不法行為の該当性を判断する場合についても、同様に適用されると解するのが相当である。本訴請求は、前訴①②における請求と実質的に同一の請求を含むものである。原告は、前訴①②において敗訴判決を受け、いずれの判決も確定しているにもかかわらず、実質的に同一の請求を含む前訴③を提起し、その口頭弁論終了後、判決言渡前に本件訴訟を提起し、前訴③において、主位的請求に係る訴えを信義則に反するとして却下する旨の判決が言い渡された後も、本訴を維持しているということができるのであって、本訴請求を基礎付ける法律関係が、事実に、法律的根拠を欠くものであることを知りながら、あえて訴訟を提起し、維持しているものと評価することができる。本訴に係る訴えの提起及び反訴提起時までの同訴訟の維持は、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものというべきであり、被告に対する不法行為を構成する。
7 ×	H17. 10. 11 東京地裁 H15(ワ)16505 [本] H16(ワ)10154 [反]	商標／不正競争 ※本訴：商標権に基づく差止請求権不存在確認等請求，反訴：商標権侵害差止等請求 商標権者が提訴者の行為につき商標権侵害である旨の告知・流布をしたことに対し、自己の行為が商標権侵害に当たらないとの見解に立って、商標権者の告知・流布行為が不正競争防止法2条1項14号に該当すると主張して差止め及び損害賠償請求の訴えを提起した場合に、商標権者の告知・流布行為が同号所定の不正競争行為に当たらないと判断されて、上記請求が棄却されたときであっても、その一事をもって訴えの提起が商標権者に対する違法な行為であるということとはできない。当該商標権に無効理由が存在するか否かは、極めて専門的な事項であり、当該訴えに事実に、法律的根拠が全くなく、原告において被告の行為が不正競争行為に当たらないことが明らかであることを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たにもかかわらず、あえて訴えを提起した場合でない限り、訴えの提起が違法な行為に当たるとはいえない。
8 ×	H17. 3. 31 東京地裁 H15(ワ)21451 [本] H15(ワ)27464 [反]	商標 ※本訴：商標使用差止等請求，反訴：損害賠償請求 原告は、被告旧ドメイン名の使用は本件各商標権を侵害するものとの判断を前提として本訴を提起したものであるところ、登録商標に類似するドメイン名の下においてウェブサイトを開設する行為が商標権の侵害を構成するかどうか等については、当該ウェブサイトに係る業務の認定や商標法の解釈等についての専門的な判断を要する事項であるから、原告において被告に対し本件各商標権に基づく請求権を有しないことを知っていたということができない上、通常人であれば容易にそのことを知り得たということもできないから、原告のした本訴の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものと認めることはできない。